また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった管理に努めるものとする。

⑷　渡り鳥及び海棲哺乳類

国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護及び管理に努めるものとする。

①　我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進める。

②　法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。

なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護及び管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行うものとする。

3　鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進

科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するためには、鳥獣の分布、個体群動態、生息数、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。

また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、登録狩猟（法第11条第１項第１号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）による捕獲、捕獲許可による捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発、効率的な捕獲技術、捕獲個体の活用や処分に係る技術等の開発等の鳥獣の保護及び管理に資する調査研究・技術開発についても推進するものとする。

また、国は、都道府県の協力を得て、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

さらに、Ⅱ第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

第三　特定計画制度の推進

1　特定鳥獣の適切な保護及び管理

⑴　広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下１において、単に「地域個体群」という。）の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護及び管理に努めるものとする。

①　広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護又は管理の実施に努めるものとする。

②　広域指針の対象とする地域個体群

広域指針の作成対象は、隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、⑵で示す技術ガイドラインにおいて、全国的な地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。

技術ガイドラインに示された地域個体群に関係する都道府県は、当該都道府県の区域内の鳥獣の地域個体群に関する、生息数動向、被害規模、繁殖力、分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。

③　広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加するものとする。

ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

④　科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。

広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。

科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。

⑤　広域指針の記載項目

広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護又は管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。

1　広域的な保護又は管理の目的及び背景
2　保護又は管理すべき鳥獣の種類
3　広域指針の期間
4　広域指針の対象地域